

実施方針への意見・質問に対する回答書

令和3年5月21日までに提出された意見・質問への回答は以下のとおりです。

工事名：宝塚市新ごみ処理施設整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	実施方針	6	オ 事業対象となる業務 (ア) 事業者が行う業務 ③本施設の運営に関する業務 (※)	「管理棟、収集車車庫～維持管理はすべて事業者負担とする。」とあります。 必要な用役費算出の参考とさせていただくために、管理棟、収集車車庫棟、収集作業員詰所における、電気、ガス、水道、排水の実績使用量もしくは費用をご教示願います。 また、各施設の一日当たりの平均使用人数、使用時間をご教示願います。	既存管理棟の電気、水道、ガス使用量は、以下のとおりです。あくまで参考値として使用してください。 ・水道（管理棟・作業員詰所） H30～31年平均 9,500m ³ 、月平均 800m ³ ・電気（管理棟・作業員詰所） H30～31年平均 61,000kwh、月平均 5,100kwh ・ガス（管理棟・作業員詰所） H30～31年平均 15,700m ³ 、月平均 1,308m ³ ※排水は、し尿棟に流しているため、単独分は不明です。 ※既存管理棟の平均使用人数は、市職員及び委託職員を含め約80人です。使用時間は7:45～16:15です。 収集作業員詰所は、現在は管理棟の中にあるため、上記に内包されています。収集車車庫棟はプラント側と一体になっているため、単独で提示できません。
2	実施方針	6	オ 事業対象となる業務 (イ) 本市が行う業務 ③本施設の運営に関する業務	「本市が行う業務」として「準備工事期間まで」の計量・粗大ごみ処理施設等の既設施設の運転・維持管理業務が明記されています。 上記における「準備工事期間」とはP.4(8)ウ(ア)整備期間及び表2に示されている「事前工事」期間と同じ意味であり、令和6年3月までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	6	事業の対象となる業務範囲	売電収益は貴市に帰属するとありますが、売電収入において事業者の努力により計画以上に売電量が増加した場合を想定した、インセンティブ条項を設けられる予定はありますでしょうか。	入札説明書及び契約書案に示します。
4	実施方針	6	オ 事業の対象となる業務範囲 (ア) 事業者が行う業務 ②※	負担金のお支払いは、事業者にて精算後、市様へ請求した年度の出来高と合わせてお支払いいただけたらと考えてよろしいでしょうか。	負担金の支払いについては、お見込みのとおりです。
5	実施方針	11	入札参加者の構成等	運営業務のうち、エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設、仮設リサイクル処理場の運転管理業務の一部については、構成員から再委託することは可能と理解して宜しいでしょうか。 また、運転管理業務および維持管理業務以外については、SPCから構成員以外へ委託すること、若しくは構成員から再委託することが可能と理解して宜しいでしょうか(例えば植栽業務や清掃業務、見学者対応などを指します)。	事業者提案で明示されているもの、及び従たる業務の再委託については認めるものとします。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
6	実施方針	12	入札参加者の構成等	より効率的な運営を可能にするという観点から、SPC 設立時から SPC 所在地を本事業用地内とする、もしくは宝塚市内で SPC を設立し運営開始前に本事業用地内へ移転することは可能という理解でよろしいでしょうか。	SPC の設立は宝塚市内とします。原則、運営開始前の目的外使用許可(有償)申請をしていただいた上で、本事業用地内での登記を可とします。
7	実施方針	12	入札参加者の構成等	SPC への出資について代表企業以外は出資比率に制限は無いものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	12	エネルギー回収推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業の要件	以下の②～⑤のすべての要件に当てはまるストーカ式焼却方式の施設の設計実績を1件以上有すること、との記載がございます。 ②直近10年間および⑤1年以上は、入札公告日から起算してそれぞれ10年または1年以上と理解して宜しいでしょうか。 また、設計実績の証明に当たっては、「建設請負工事契約書」の控えをご提示することで足りるでしょうか。	起算日について、ご理解のとおりです。 設計実績の証明についても、ご理解のとおりです。また、実績証明については、要求水準書、発注仕様書等設計業務が含まれていることがわかる図書も契約書と併せてご提示ください。
9	実施方針	12	既存施設の解体設計を担当する設計企業の要件	解体設計の実績とは、地方公共団体の一般廃棄物処理施設の実績であると理解して宜しいでしょうか。 また、建設及び解体工事一括の発注実績もお認めいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	解体設計の実績については、地方公共団体の一般廃棄物処理施設の実績とします。 建設及び解体工事一括の発注実績について、ご理解のとおりです。
10	実施方針	12	入札参加者の要件	解体設計の実績には、解体工事の施工計画書を作成し、労働基準監督署への届出を行った実績も含めてよろしいでしょうか。	実施方針への質問に対する回答 No.9 のとおり、地方公共団体の一般廃棄物処理施設の解体設計実績とします。
11	実施方針	12	建設企業の個別の要件	ゼネコン JV を建屋の建設を実施する企業とする場合、当該要件は JV の幹事会社が満たしていれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	建屋の建設を実施する企業は、単体の企業として、参加資格要件を確認します。JV が構成企業になることは想定していません。(「⑧建屋の建設を担当する建設企業」に複数社になることや、最終的に構成企業が JV を組むことを妨げるものではありません。)
12	実施方針	13	既存施設の解体工事を担当する建設企業の要件	「以下の②、③の要件に当てはまる解体工事の実績を1件以上有すること」との記載がある一方、「③ダイオキシン類業務作業指揮者を配置できること」との記載がございます。 これは、ダイオキシン類業務作業指揮者を配置して実施した解体工事の実績をお示しするという認識でよろしいでしょうか。	③については過去の実績ではなく、本事業について配置することを条件とするものです。
13	実施方針	13	既存施設の解体工事を担当する建設企業の要件	「以下の②、③の要件に当てはまる解体工事の実績を1件以上有すること」との記載がありますが、建設及び解体工事一括の発注実績もお認めいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	13	運営企業の個別の要件	運転管理実績には本事業と同様に事業を行うために設立された SPC からの受注を含むと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	14	運営企業の個別の要件	「エネルギー回収推進施設の運営を担当する運営企業にあつては、一般廃棄物を対象とした全連続式焼却炉(2炉構成以上)の運転管理実績を1件以上有していること」とありますが、ウ建設企業の個別の要件と同様に「直近10年間の竣工(完成)、1炉につき100t/24h以上、2炉構成以上、ボイラータービン式発電設備」を満たす焼却施設を指すという認識でよろしいでしょうか。	「1炉につき100t/24h以上、2炉構成以上、ボイラータービン式発電設備」を満たす焼却施設とします。
16	実施方針	14	エ 運営企業の個別の要件 (イ) 運営企業の個別の要件 ⑥	今回ご計画のし尿処理施設は下水道に放流するため、下水道法による除害施設(事業所の廃水を下水排除基準以下にする施設)に位置付けられると考えます。 よって、一般廃棄物処理施設設置届(許可)が必要な汚泥再生処理センターを建設する場合のみ、廃棄物処理施設技術管理者(し尿・汚泥再生処理施設)の配置が必要という解釈でよろしいでしょうか。	今回整備するし尿処理施設は、廃棄物処理施設として整備します。廃棄物処理施設技術管理者については、原則配置するものとします。
17	実施方針	17	当事者の債務不履行によらず事業の継続が困難となった場合	天災、暴動等の不可抗力には、新型コロナウイルスなどの感染症も含まれると考えてよろしいでしょうか。	原則、感染症は不可抗力に含みますが、事業者が講ずべき考える感染症対策を実施することが前提となります。なお、新型コロナウイルス対

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
					策に係る法改正については法令の変更として扱います。
18	実施方針	23	不可抗力リスク	不可抗力リスクには新型コロナウイルス等の感染症や疫病も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針への質問に対する回答 No. 17 を参照ください。
19	実施方針	23	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力には、新型コロナウイルスなどの感染症も含まれると考えてよろしいでしょうか。	実施方針への質問に対する回答 No. 17 を参照ください。
20	実施方針	23	不可抗力リスク	※3として一定程度までは事業者が負担し、とありますが、入札公告時に具体的な負担割合をご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	契約書案に示します。
21	実施方針	23	許認可リスク	「事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの」が事業者の負担となっていますが、具体的には事業者名の許認可となる工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	実施方針	23	許認可リスク	「市が実施する許認可取得の遅延に関するもの」については、事業者は従分担となっていますが、これは市様が許認可に必要な資料の作成支援との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	24	物価変動リスク	※2に「整備期間中は事業者のリスクであるが～著しい物価変動の場合は協議を行うなど市の負担となる」という記載がございますが、運営期間中と同様に一定の範囲を定めていただけないでしょうか。また「運営期間中は基本的には市の負担となり一定範囲内においては事業者の負担となる」との記載がございますが、一定範囲内の定義をご教示いただけますでしょうか。	契約書案に示します。
24	実施方針	24	リスク分担表(2/2) 維持管理運営段階 ごみ質変動のリスク(※4)	「搬入されるごみ等の質の変動は、受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金を採用することにより対応」とあります。 「受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金」の算出方法については、公告資料等で開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については入札説明書に示します。
25	実施方針	24	維持管理運営段階(施設損傷)	「事故・火災等による修復等にかかるコスト増大」について負担者が事業者となっていますが、事業者の責に帰すべき事故・火災等のみを指していると理解してよろしいでしょうか。 また、事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できなかった処理不適物に起因する事故・火災については、上段に示されている「処理不適物混入リスク」と同様、貴市のリスクと理解してよろしいでしょうか。	「事故・火災等による修復等にかかるコスト増大」については、ご理解のとおりです。 「処理不適物に起因する事故・火災」が本市リスクとなる場合についても、事業者として善管注意義務違反ではないことを証明した限りにおいては、ご理解のとおりです。なお、火災事案については、その発生状況や考えられる原因などを総合的に判断することとします。
26	実施方針	24	リスク分担表(2/2) 維持管理運営段階 ごみ質変動(※4、5)	「計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議とする。」とありますが、「著しい変動」の定義は、公告資料等で開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	共通編 P. 14～17 に示す「処理対象物の計画性状」の範囲を逸脱し、かつ処理に支障を来した場合を「著しい変動」とします。
27	実施方針	24	リスク分担表 2/2	維持管理運営段階－処理不適物混入リスク に記載された「善管注意義務違反」とは、要求水準書(案)Ⅲ運営編の3ページ、5. 搬入管理に示された①～⑤の要求事項を満たしていないと、貴市が判断した状態をいう、との理解でよろしいでしょうか。	共通編 P. 46、運営編 P. 3、及び事業者提案による不適物防止方法とします。
28	実施方針	24	リスク分担表 2/2	「善管注意義務違反」の定義が、上項の通りである場合、要求水準書(案)Ⅲ運営編の3ページ、5. 搬入管理の①において、「搬入される廃棄物について(中略)各処理施設への混入を防止すること」とされています。これを正面解釈すれば、混入してしまった時点で、善管注意義務違反であるとも解せますが、この解釈でよろしいでしょうか。	原則、善管注意義務違反と解せますが、事業者において混入防止策を講じていたかにより判断するものとします。
29	実施方針	24	リスク分担表 2/2	維持管理運営段階－施設損傷にて、事故・火災等による修復等にかかるコスト増大は事業者の負担となっていますが、「事故」の定義をご教示ください。	事業者が実施すべき業務にて施設損傷を生じさせた事象全般を意味しています。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
30	実施方針	24	リスク分担表 2/2 欄外の※3	「不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し」とありますが、「一定程度」の中身をご教示願います。	契約書案に示します。

■意見への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	実施方針	12	入札参加者の構成等	SPC 設立時から本事業用地内とすることが不可の場合、定款の協議・作成、SPC の登記、証明書の発行、事務所賃貸契約等を考慮し、落札者決定及び公表から SPC の設立完了まで 60 日以上いただくことをご了承いただきたく存じます。	実施方針への質問に対する回答 No. 6 に示すとおり、目的外使用許可申請の上で SPC の登記を本事業用地内とすることを可とします。
2	実施方針	22	事業スキーム図	本事業においては、応札グループのメンバーの一部（構成員）が出資して運營業務を担う SPC を設立しますが、運營業務に関して発注者に負う損害賠償責任等について構成員その他の応札グループメンバーが、連帯して責任を負う義務を課される場合の責任について、金額上限を設定することをご検討いただきたくお願いいたします。	応札グループメンバーの連帯責任については、市から指定することはありません。
3	実施方針	23	法令等の変更リスク	「本事業に直接関係する法令の変更等以外は事業者負担」となっていますが、法令変更は事業者ではコントロールできませんので、本事業に直接関係しない法令の変更等についても、市様負担としていただきたくお願いします。	原案のとおりとします。
4	実施方針	23	物価変動リスク ※2	「運営期間中は基本的には市の負担となり、一定範囲内においては事業者の負担となる。」と記載がありますが、「一定範囲内」の具体的な判断基準は入札公告時にご提示をお願いします。	契約書案に示します。
5	実施方針	23	不可抗力リスク	「※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。」と記載がありますが、「一定程度まで」の具体的な判断基準は入札公告時にご提示をお願いします。	契約書案に示します。
6	実施方針	24	施設損傷	「事故・火災等による修復等にかかるコスト増大は事業者負担」となっていますが、事業者の責に帰すべき事由となる場合に限定させていただきたくお願いします。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	24	施設損傷	「施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するものは事業者負担」となっていますが、事業者の責に帰すべき事由となる場合に限定させていただきたくお願いします。	ご理解のとおりです。